

守屋家資料の城郭修補願絵図 — 秋田藩における修補申請の実態 —

黒川 陽介*

はじめに

当館の所蔵資料の中には、保呂羽山ほろわさんの波宇志別神社（現・秋田県横手市大森町）で別当を務めていた守屋家に伝来していた守屋家資料がある¹⁾。個々の資料はいずれも近世以降のものであり、その内容は土地・経済・生活等、多岐にわたっているものの、大半は別当守屋家で作成・受取・伝存されていたものと考えられる。ところがその一方で、守屋家と直接関係があったとは考えられない、秋田藩の藩政に関わる資料も相当数含まれている。藩政関係の資料がなぜ守屋家資料の中にまぎれて伝来しているのか、その理由や経緯は未だに不明である²⁾。

藩政関係の資料としては、各種絵図類や、城郭の「土居崩」に関する文書等が多く確認できる。その中の絵図類に注目すると、10数点に及ぶ秋田藩領の城絵図（城郭絵図・城下絵図）が見られる。この城絵図のうち大半は、後述するように幕府へ城郭の修補を申請する目的で作成された絵図である。

守屋家資料の中に収められている城郭修補願絵図は、例えば『日本城郭大系』2巻に3点の絵図の写真が掲載されるなど³⁾、少なくともその一部についてはこれまでも紹介されてきていた。また、秋田県立図書館が現在運営しているデジタルアーカイブへ当館も参加しており、一部の絵図に限られるものの、インターネットを利用して閲覧することが可能となっている⁴⁾。ところが、全ての修補願絵図の記載内容を整理して、それぞれの絵図の内容や様式を比較するといった、詳細な分析はこれまでほとんど行われてきていなかった。また他機関が所蔵している史料に対象を広げてみても、秋田藩が行った城郭修補申請を主題とする研究成果は見られない。

ちなみに、武家諸法度下における城郭修補に関する研究は、城戸久氏による論稿⁵⁾がその端緒となっている。その後は長い間、研究の空白期間が続くことになるが、藤井譲治氏⁶⁾や白峰旬氏⁷⁾による研究成果が発表され、城郭の修補規定やその運用に関する多くの事柄が明らかにされるようになった。本稿においても、これらの研究成果を参考にしながら、守屋家資料所収の城郭修補願絵図を整理し、そこから様式の特徴や変遷に関する分析を試みたい。

1 守屋家資料に見える城郭修補願絵図の概要

周知の通り、秋田藩主佐竹氏の居城は久保田城（現・秋田県秋田市）であるが、この他にも藩領北部の大館城と藩領南部の横手城を支城として保有することを、幕府から認められていた⁸⁾。

当館所蔵の守屋家資料の中には、居城の久保田城に加え、支城の大館城・横手城の修補願絵図も見られる。これら計11点の修補願絵図のデータを一覧にまとめたものが表1である。表1では11点の絵図を3つの城郭ごとに分類し、さらに年代順に並び替えてA～Kの記号を付けた。以後、本文中でも「絵図A」などと、この整理記号を用いて呼んでいきたい。なお居城の絵図には、現在の一般的な通称である久保田城という城郭名が一切用いられておらず、「秋田城」あるいは「秋田居城」と記されているが、本稿では便宜上、久保田城という呼称で統一したいと思う。

秋田藩が作成した修補願絵図がどのようなものか、その一例として絵図Dの写真を掲載する（図1・2）。秋田藩においてはいずれの城郭にも石垣が用いられず、土居（土塁）が築かれていた。そのため、甚雨等によって発生した「土居崩」を修復することを幕府へ申請する際に作成した絵図

*秋田県立博物館

表 1 守屋家資料(秋田県立博物館所蔵)所収の城郭修補願絵図一覧

記号	年	西暦	月日	内容	描写区域	方位		絵図の色分け				絵図記載の申請願				分類	守屋家資料整理番号		
						記載の有無	絵図上部の有無	凡例の有無	土居	堀	道	その他	記載位置	表題	一つ書			申請文言末尾	干支
A	元禄 16	1703		土居崩	城郭全体	○	西	×	黒	青	黄		右下	×	奉存候	○	×	下絵図か	357 6010
B	享保 13	1728	7月	土居崩	城郭全体	○	北	×	黒	青	黄		左下 貼付	○	奉願候	△ (申)	△ (御名 御在判 斗)	下絵図か	357 6011
C	宝暦 10	1760	正月	土居崩	城郭全体	○	北	○	緑	青	黄		左下	○	奉願候	○	○		357 6012
D	寛政 4	1792	7月	土居崩	城郭全体	○	北	○	緑	青	黄		左下	○	奉願候	○	○	控絵図	357 6013
E	寛政 9	1797	閏7月	本丸焼失	本丸、 帯曲輪、 二ノ丸	○	北	○	緑	青	黄	(焼失) 赤	左下	○	奉願候	○	○	下絵図	357 6014
F	寛政 9	1797		本丸焼失	本丸、 帯曲輪、 二ノ丸	○	北	○	無色	無色	無色	(焼失) 無色	左下	○	奉願候	○	○	下書	357 6049
G	文政 13	1830	4月	新橋掛置 土居切明	城郭全体、 城下町の一部	○	東	○	緑	青	黄	(砂地) 茶	左下	対象外	奉願候	○	○	下絵図	357 6008
H	元禄 16	1703		土手崩	本丸、二ノ丸	△	東西のみ	南	黒	青	黄		左下	×	奉願候	×	×	下絵図か	357 6017
I	享保 20	1735	10月25日	土居崩	本丸、二ノ丸	○	北	○	緑	青	黄		左下	○	奉願候	○	○		357 6018
J	寛政 2	1790	11月	土居崩	本丸、二ノ丸	○	北	○	緑	青	黄		左下	○	奉願候	○	○	下絵図	357 6019
K	享保 17	1732	8月15日	土居崩	城郭全体	○	西	×	黒	青	黄		左下	○	奉願候	○	○		357 6021

久保田城

大館城

横手城

上記の絵図に関する補足説明・特記事項

【久保田城】

絵図A	土居損壊箇所について、高さ・幅に加えて深さも朱引に記す。城郭名は申請願本文に「居城」とあり。
絵図B	土居損壊箇所について、高さ・幅に加えて深さも朱引に記す。申請願と書付を別紙で貼付。その他にも6点の付札あり（申請願に2点、朱引で示された損壊箇所は4点）。
絵図C	八幡山別郭に裏門が新設されたことが、後年に朱書される。
絵図D	秋田県立図書館が運営しているデジタルアーカイブで閲覧可能。
絵図E	裏面に別紙書付の貼付あり。別紙書付の内容は、焼失した多間長屋と塙の記載方法に関する指示。
絵図F	資料Eと同一の内容。着色は無く、薄手の和紙に土居の輪郭や建物が描かれる。
絵図G	三丁目橋敷設のため、外曲輪（武家町の一部）の「土居切明」を申請する。 絵図Gは、城郭だけでなく外曲輪を中心とする城下町も含めて描いた城下絵図であるが、城下に改変を加えることを幕府へ申請した絵図であり、その他の城郭修補願絵図と共通する様式も見られるため、参考までに上記一覧表の中に加えることとした。 秋田県立図書館が運営しているデジタルアーカイブで閲覧可能。

【大館城】

絵図H	土居を「土手」と記す。土居の損壊規模について、高さを「長」、幅を「広」と表記する。土居の損壊箇所には赤い印を付ける。 城郭名は申請願本文に「支城大館」とあり。
絵図J	絵図の朱引とは別に、損壊した土居の高さ・幅等を4点の付札で明記。ただし朱引の記載内容とは全く一致せず、朱引とは異なる箇所の付札もあり。

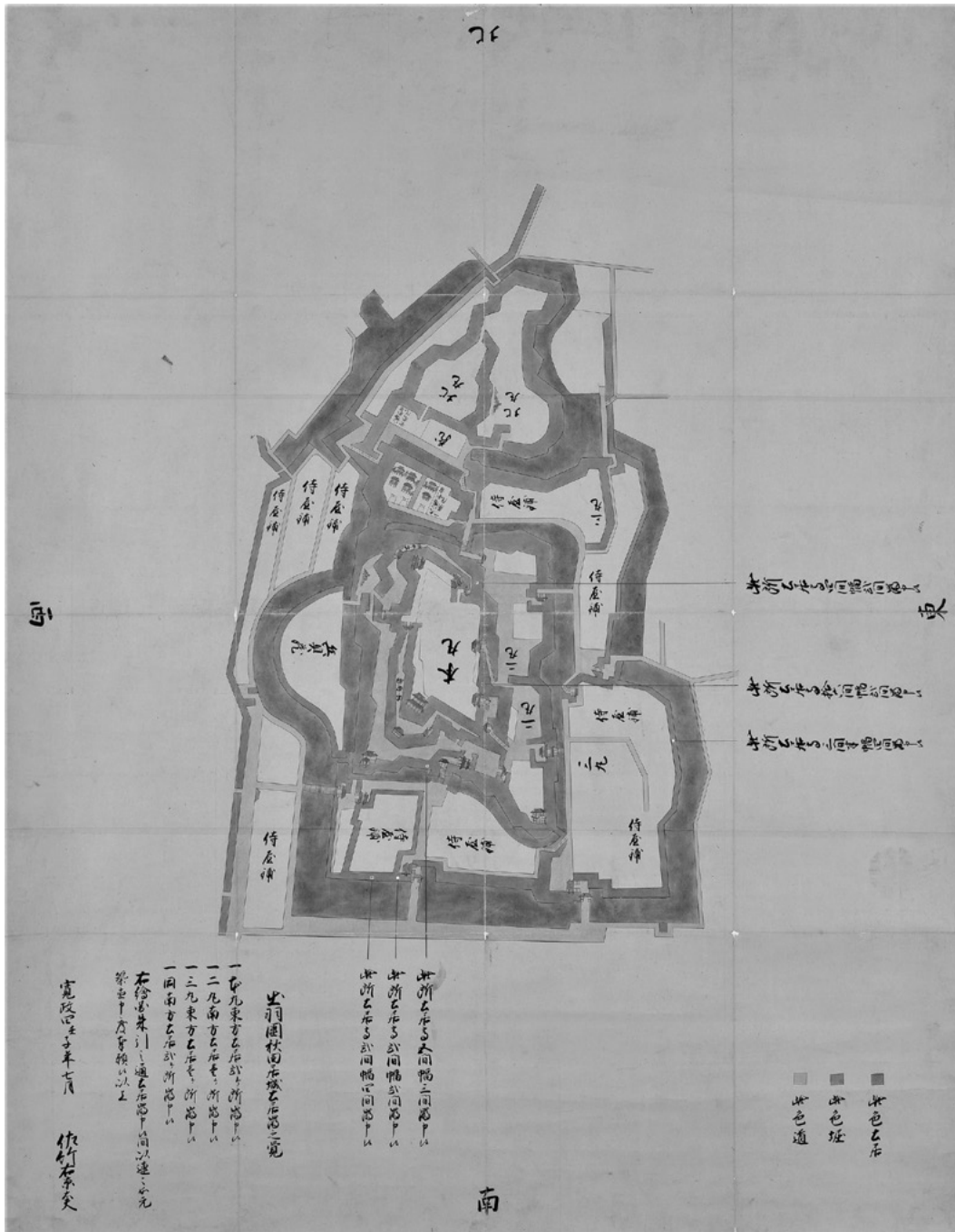


図1 寛政4年「出羽国秋田居城絵図」(絵図D)の全体写真

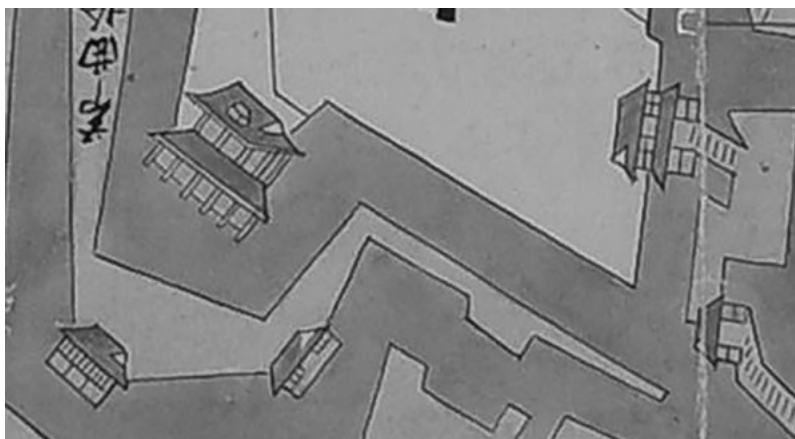


図2
寛政4年「出羽国秋田居城絵図」
(絵図D)の部分写真
(本丸南側と帯曲輪に描かれている
櫓と門)

が、11点のうちの大半を占めている。城郭の描かれ方に着目すると、次のような特色を挙げられる。

- ①絵図Fを除き、土居・堀・道などが彩色されている。
- ②建造物については、櫓や門などが簡潔に描写されている。ただし、櫓が築かれなかった大館城と横手城⁹⁾の絵図には、実態を反映して櫓は描かれていない。

修補願絵図にはこの他にも、申請願（願書）や損壊箇所を示す朱引などが記されている。それぞれの絵図に見られる文言や様式を比較して、特色や傾向を読み取ることが本稿の大きな課題である。ところがその分析を行うにあたり、それぞれの絵図が、幕府への申請過程のどの段階で作成されたものなのかを判定していかなければ、より正しい分析を行うことはできない。この点に関連して、城郭修補をめぐる幕府と大名の交渉プロセス等について詳細な研究を行った白峰旬氏は、

- ①大名は絵図や願書を月番老中に提出する前に、幕府表右筆組頭のもとへ下絵図などを持参して事前に添削を受けていたこと。
- ②修補申請にあたり、下絵図・老中提出用控絵図・大名側控絵図・清^{きよ}絵図の4枚の絵図が最低でも作成されていたこと。

等を明らかにしている¹⁰⁾。本稿でも以上のことを踏まえて、当館所蔵の修補願絵図を個別に分析していく必要がある。もっとも、守屋家資料が秋田県内に伝来していた事実を考えれば、幕府の公式保管用である清絵図や月番老中用の控絵図である可能性は極めて低い。従って、a 秋田藩側の控絵図（＝幕府へ最終提出された絵図の写）、b 事前交渉用に作成された下絵図、c 下絵図作成用の下書、のいずれかに分類されると考えられる。次章からはいくつかの事例を取り上げて、考察と分類を試みたい。

2 修復普請に関する絵図について

従来からすでに指摘されている通り、寛永12年（1635）の武家諸法度以降、幕府は居城修補について普請（石垣・土塁・堀などが対象）と作事（櫓・堀・門などが対象）とを区別して取り扱っ

ている¹¹⁾。このうち、前者の普請については老中の許可（老中奉書による許可）が必要とされており、その許可申請を行うために各藩は修補願絵図を作成・提出した。先に述べたように、当館所蔵の修補願絵図も、その大半が「土居崩」の修復を願い出るために作成されたものであるため、まずは修復普請に関する絵図を対象にして検討を進めていくこととする。

(1) 絵図A（「出羽国秋田居城絵図」）

絵図Aは元禄16年（1703）に作成された久保田城の修補願絵図であるが、日付は不明である。また記載されている申請願についても、他の多くの絵図に見られるような表題や、損壊箇所を列挙した一つ書などが記されず、様式は至って簡素である。

ここで、秋田藩が文化・文政期に編纂した『国典類抄』を用いて絵図Aの分析を試みたい。『国典類抄』には、絵図Aの修補申請と同一案件の記事があり、「御城絵図」に記載された「御願書」が引用されている¹²⁾。絵図Aの記載内容と『国典類抄』の記事とを比較した対応表が表2である。土居損壊の原因となった甚雨の日付（元禄16年3月6日、7日）や損壊箇所の位置・規模が一致することからも、同一の申請案件であったことは明らかである。しかし申請願の様式や文言には大きな違いが見られる。絵図Aには見られない表題や一つ書が『国典類抄』には記されており、本文も異なっている。また、『国典類抄』の記事には日付（5月26日）と差出人（「佐竹右京大夫」＝3代藩主義^{よしすみ}允）も明記されている。

『国典類抄』の記事によると、この絵図は5月26日に老中の小笠原佐渡守（長重）へ提出されたとされる。つまり、『国典類抄』の記事の方が、幕府へ最終的に提出された修補願絵図の記載内容を反映したものになっているのであろう。従って、当館所蔵の絵図Aは幕府右筆に提出された下絵図か、その前段階の下書となる。下絵図なのか下書なのかを特定することは、その裏付けとなる史料がないために困難であるが、他の絵図と同じく厚手の紙に描かれ彩色も施されていることから、下絵図の可能性が高いと思われる。いずれにせよ、

表 2 元禄 16 年 5 月の久保田城修補申請における申請願記載と土居損壊箇所

		絵図 A 「出羽国秋田居城絵図」 (守屋家資料：357-6010 号)	『国典類抄』10 卷、軍部全、19 頁、 元禄 16 年 5 月 26 日条
申請願	表題	なし	出羽国秋田居城当三月六日七日甚雨ニ付而土居崩之覚
	一つ書	なし	あり（下記参照）
	本文	当三月六日七日甚雨付而、居城土居所々朱引之通堀江茂崩入候、如元築直申度奉存候、以上	右土居三ヶ所朱引之通崩、式ヶ所ハ堀江崩入候、如元築直申度奉願候、以上
	年月日	元禄十六癸未年	元禄十六癸未年五月廿六日
	差出人	なし	佐竹右京大夫御居判
土居損壊箇所		【 朱引の記載 】	【 一つ書の記載 】
	本丸	土居崩高三間幅四間深三尺	一、本丸東方土居崩高三間幅四間深三尺
	西曲輪 (兵具蔵)	土居崩高三間幅四間深式尺	一、城より西方土居崩高三間幅四間深式尺堀江崩入
	八幡山	土居崩高四間幅三間深式尺	一、城より北ノ方土居崩高四間幅三間深式尺堀江崩入

藩内部での吟味や幕府右筆による点検等を経て、絵図 A に表題や一つ書が加えられ、さらに申請願の文言も修正されることで清絵図が仕立てられたことが窺える。

なお申請願末尾の文言が、「…奉存候」から、幕府への提出時には「…奉願候」へと改められていることにも着目したい。木越隆三氏は、多くの城郭修補願絵図の事例をもとに、申請願末尾の文言が薄礼な「…奉存候」から厚礼な「…奉願候」へと、元禄～享保年間に境に概ね切り替わる点を指摘している¹³⁾。秋田藩においても、まさに同様の傾向を読み取ることができる。

(2) 絵図 H (「出羽国秋田領大館城絵図」)

絵図 A と同じく元禄 16 年に作成された大館城の修補願絵図である。こちらも『国典類抄』の記事¹⁴⁾と比較することで検討を行いたい(表 3)。

前節の絵図 A の事例と同様に、絵図 H と『国典類抄』の記事との間には多くの相違があり、こちらの場合も『国典類抄』の方が幕府へ最終的に提出された絵図の記載内容を反映したものになっているに違いない。従って、絵図 H も下絵図で

ある可能性が高い。

絵図 H に見られる修補申請をめぐっては、他にも注目すべき点がいくつか見られる。この申請事案も、大雨で崩れた土居の修復に関するものであるが、土居の損壊箇所は合計 20 ヶ所にのぼる。損壊箇所の合計値は絵図 H も『国典類抄』の記事も一致しているのだが、具体的な損壊地点に関しては一部に齟齬が見られる。絵図 H では本丸北側の土居が 8 ヶ所崩れたことが朱引で示されているが、『国典類抄』の記事ではそれが 7 ヶ所に減っている。逆に本丸東側土居の損壊箇所は、3 ヶ所から 4 ヶ所に増加しているのである。さらにその他の 4 ヶ所においては、土居の損壊部分の幅を示す数値が改められている(例：式間式尺→式間半)。

先に述べた通り、修補申請を行う藩は下絵図を作成して事前に点検・添削を受けたわけだが、幕府右筆から損壊箇所の具体的な位置や細かな数値の変更まで求められたとは考えにくい。絵図 H が下絵図であるとする、右筆のもとへ事前点検のために下絵図を提出した後も、藩内部では引き続き細部に及ぶ吟味が続けられており、その結果

表3 元禄16年10月の大館城修補申請における申請願記載と土手(土居)損壊箇所

		絵図H「出羽国秋田領大館城絵図」 (守屋家資料：357-6017号)	『国典類抄』10巻、軍部全、20～21頁、 元禄16年10月20日条
申請願	表題	なし	出羽之国秋田領大館城当五月十二日十三日同六月廿八日甚雨ニ付而土居崩覚
	一つ書	なし	あり(下記参照)
	本文	去五月十二日十三日同六月□□□大雨、支城大館土手合式拾ヶ所絵図朱引之通堀江崩入候間、如元築直申度奉願候、以上 (□は摺切れのため判読不可)	右土居崩堀端崩合式拾ヶ所朱引之通堀崩入候、如元築立申度奉願候、以上
	年月日	元禄十六年	元禄十六癸未十月廿一日
	差出人	なし	(御名御居判)
土手(土居)損壊箇所	【 朱引の記載 】		【 一つ書の記載 】
	本丸南	土手中より広 式間式尺 長式間半崩	一、本丸南之方土居崩高式間半幅 式間半 堀江崩入
		土手中より広三間半長 老間 半崩	一、本丸南之方土居崩高老間半幅三間半堀江崩入
		土手上より広拾老間長三間崩	一、本丸南之方土居崩高三間幅拾老間堀江崩入
		土手上より広五間半崩	一、本丸南之方堀端崩幅五間半堀底迄
		土手中より広式間長老間崩	一、本丸南之方土居崩高老間幅式間堀江崩入
		土手上より広三間長七尺崩	一、本丸南之方土居崩高七尺幅三間堀江崩入
	本丸西	土手上より広式間長三間崩	一、本丸西之方土居崩高三間幅式間堀江崩入
		土手中より広四間長四間半崩	一、本丸西之方土居崩高四間半幅四間堀江崩入
		土手中より広四間長老間半崩	一、本丸西之方土居崩高老間半幅四間堀江崩入
	本丸北	土手中より広 拾四間半 長六間崩	一、本丸北之方土居崩高六間幅 拾四間 堀江崩入
		土手上より広式間半長四間崩	一、本丸北之方土居崩高四間幅式間半堀江崩入
		土手上より広老間半長三間半崩	一、本丸北之方土居崩高三間半幅老間半堀江崩入
		土手中より広七間半長老間崩	
		土手中より広老間長式間崩	一、本丸北之方土居崩高式間幅老間堀江崩入
		内ノ土手より外之土手迄広式間長九間崩	一、本丸北之方土居崩高九間幅式間堀江崩入
		土手上より広 三間五尺 長五間半崩	一、本丸北之方土居崩高五間半幅 四間 堀江崩入
	本丸東	土手中より広 三間式尺 長三間半崩	一、本丸北之方土居崩高三間半幅 三間半 堀江崩入
		土手上より広式間水(底迄カ)崩	一、本丸東之方堀端崩幅式間堀之底迄
			一、本丸東之方堀端崩幅式間堀之底迄
		土手(上より広カ)式間水底迄崩	一、本丸東之方堀端崩幅式間堀之底迄
土手上より広三間水底迄崩		一、本丸東之方堀端崩幅三間堀之底迄	

※ **太字**… 数値の変更が確認できる損壊箇所、あるいはいずれか一方にしか見られない損壊箇所。

が『国典類抄』に掲載された清絵図の記載に反映されたのではないだろうか。修補願絵図の作成過程において、藩内部で様々な検討・調整が加えられた状況を窺い知ることができ、大変興味深い。

さらに細かな文言などに着目すると、絵図Hには他の10点の絵図には見られない独自の表記が次の通り確認できる。

- ①土居を「土手」と表記する。
- ②損壊箇所を「広」、高さを「長」とする。
- ③「土手上より」や「土手中より」など、損壊位置の詳細を示す表現が朱引に見られる。
- ④土居の損壊箇所は赤く方形に塗られる。
- ⑤絵図上部の方位は南で、東西の方位のみ記載される。

以上の①～⑤の特色は、同じく元禄16年に作成された絵図A(久保田城)には見られない(なお、絵図Aの上部の方位は西)。推測となるが、元禄年間以前の秋田藩においては修補願絵図の作成様式が城郭ごとに統一されていなかった可能性がある。ただし表3でも比較した通り、幕府へ提出された清絵図では少なくとも①・②が解消されていることが確実であり、絵図を作成する過程において様式の修正や整備が藩内部で進められていったことが窺える。

(3) 絵図B(「出羽国秋田居城絵図」)

享保13年(1728)7月付となっている久保田城の修補願絵図である。(1)・(2)の節で紹介した事例とは異なり、『国典類抄』に絵図記載の願書等は引用されていないが、関係する記事¹⁵⁾が以下の通り掲載されている。

七月四日 御政務所御書物義透日記

一御城廻り土居崩江戸江御届之下絵図江崩之間
数付札ニ致候而彦九郎・源太伺候ニ付、形部
右衛門・治左衛門・与一左衛門も揃遂吟味候
而、小破之分少々相減候而朱引書付為致候
(中略)

一彦九郎・源太八ツ半時御城土居崩御届之清絵
図一通是ハ朱引斗書付ハ江戸ニ而調候筈、御
扣絵図壹枚朱引書付御右筆調候添書は別紙ニ
書付候而右御絵図江張付候、(中略)依之遂
一覽箱壱ツ江入、手前封印ニ而御物書田名部

八三郎ニからくらせ、酉之下刻之刻付ニ而七
ツ時過御飛脚立候(後略)

絵図Bは他の絵図とは異なり、別紙に書かれた申請願が絵図左下に貼付けられている。またこれとは別の書付が絵図左上にも一枚貼付けられている。前者が先の史料中の「朱引書付」、後者が「御右筆調候添書」であるとするならば、絵図Bは「御扣絵図」(控絵図)にあたるのだろう。しかしその一方で、別紙に書かれた申請願や絵図中の朱引には文言の修正を指示したと思われる付札が合計で6ヶ所見られるため、下絵図である可能性の方が高いのかもしれない。なおその付札であるが、申請願表題の「六月中」の「六」の字を、付札で「当」に訂正している例が見られる。『国典類抄』の記事にある通り、7月4日の段階で清絵図提出の準備が進められていたとすると、「当月中(=7月中)」の大雨による土居の損壊とは考えにくい¹⁶⁾。以上のように、絵図Bについてはいくつかの疑問点が残る。

なお、先ほど引用した『国典類抄』の記事には「清絵図一通是ハ朱引斗書付ハ江戸ニ而調候筈」とあるが、絵図左上に貼付けられている書付にも次のような文言が記されている。

一御下絵図江ハ前度之通、崩候処朱引・あさ付
ともニ具記、可被為差登候

一清御絵図江ハ崩候所々江星斗付、朱引不致被
為差登候

『国典類抄』によると、その後、土居の修補を許可する老中奉書が出されたことが記されているが¹⁷⁾、これに続けて「以後は清御絵図江朱引も不致為差登候様申来候」とあり、先の書付の内容とも一致する。享保年間には、清絵図に朱引を記さずに江戸へ送り届け、江戸で朱引を清書するようにと幕府から指示されていたものと考えられる。

(4) 絵図J(「出羽国秋田領大館城絵図」)

寛政2年(1790)11月に作成された大館城の修補願絵図である。絵図Jについては、9代藩主佐竹義和よしまさの時代の様々な動静や事跡を記録した『御亀鑑』を用いて検証を行いたい。

『御亀鑑』に引用されている絵図朱引と末書(申請願)は、絵図Jと概ね一致する¹⁸⁾。ただし絵

図Jが「寛政二庚戌年十一月」付となっているのに対し、『御亀鑑』に引用されている絵図末書は「寛政三辛亥年正月」付である。『御亀鑑』によれば、老中松平伊豆守（信明）へ絵図と願書が提出されたのは正月28日となっている。従って、絵図Jはおよそ2ヶ月前に作成された下絵図である可能性が高い。

両者の記載内容が概ね一致しているということは、当時の秋田藩では、下絵図をほとんど修正することなく清絵図を仕立て上げることが可能となっていた事実を物語っている。秋田藩においても過去の申請案件の記録が蓄積・整理され、幕府の求める様式に則った絵図を確実に準備できるようになったのである。

(5) 絵図D（「出羽国秋田居城絵図」）

図1・2でも紹介した、寛政4年（1792）7月に作成された久保田城の修補願絵図である。こちらも絵図Jと同様に、『御亀鑑』の記事と対比させることが可能である¹⁹⁾。

『御亀鑑』に掲載されている絵図面の朱引と末書（申請願）は絵図Dとほぼ一致しており²⁰⁾、両者ともに「寛政四壬子年七月」付である。従って絵図Dは、大名側控絵図として作成されたものに違いない。当館所蔵の修補願絵図の中で、幕府へ最終提出された絵図の控であることを確実に裏付けることのできる、数少ない例である。

3 再建作事に関する絵図について

－絵図E（「出羽国秋田居城絵図」）－

一方、老中奉書による許可方式が採用されなかったとされる建造物の再建作事については、修理内容と施工規模の程度の差によって、

- ①（小）…届出には及ばない。
- ②（中）…届書を出して聞届を求める。
- ③（大）…絵図と伺書を出して認容を求める。

と区分して対処していたことなどが明らかにされている²¹⁾。つまり、老中奉書が発行されない再建作事においても、大きな規模の修理となる場合は、修復普請と同様に絵図を作成することが求められていたということになる。

当館所蔵の修補願絵図の中で、再建作事に関する

ものは、寛政9年（1797）に作成された2点の絵図（E・F）になる。寛政9年5月11日に久保田城本丸で火災が発生したことは、『御亀鑑』などの史料にも記録されている²²⁾。絵図E・Fは、この時に焼失した櫓・多間（多門）長屋・塀の再建を幕府へ申請するために作成された絵図である。なお絵図Fは、絵図Eと内容がほぼ一致しているが、薄手の和紙の上に土居の輪郭や建物が細い線で描かれているのみで、彩色はされていない。色の凡例を示す文言も絵図Eと同じ様式で書かれているが、こども彩色はされていない。おそらく、絵図Eを仕上げる前に作成された下書であると考えられる。

表1で示した通り、久保田城の修補願絵図には、土居の損壊地点にかかわらず城郭全体が描かれている。ところが絵図E・Fには、本丸・帯曲輪（本丸周縁部の带状の曲輪）・二ノ丸のみが描かれ、二ノ丸よりも外側の区域は省略されている。作事に関する修復を申請する場合、城郭の全体図を作成する修復普請とは異なり、申請箇所を中心とした部分図を作成・提出する事例が紹介されているが²³⁾、寛政9年の久保田城本丸火災の事案においても同じことを指摘できる。

以上の点を確認した上で、絵図E（図3）に関する検証を進めていきたい。この絵図についても『御亀鑑』の記事と比較することができる²⁴⁾。『御亀鑑』掲載の絵図末書（申請願）は絵図Eとほぼ一致するが、「寛政九丁巳年十一月」付となっているため、閏7月付の絵図Eはこれよりも約4ヶ月前の作成となる。またこの他に、『御亀鑑』には焼失箇所とその規模を個別に記した朱引も引用されているが、絵図Eにはそれらが見えない。以上の点から、絵図Eは事前の添削を受けるために提出された下絵図であると考えられる。

さらに注目したいのは、絵図Eの裏面に貼付されている書付の存在である。この書付には以下の文章に添えて、焼失区域を示した略図（図4）が描かれている。

御普請被成度ヶ所之内、御櫓式ヶ所斗ハ絵図面ニ相見へ、御多門長屋并塀は何方ニ御式（ママ）つ之候哉、不相分候、古御多門長屋式ヶ所有リ形チ如何様ニも認、塀も是迄有来候場所へ書



図3 寛政9年「出羽国秋田居城絵図」(絵図E)の全体写真

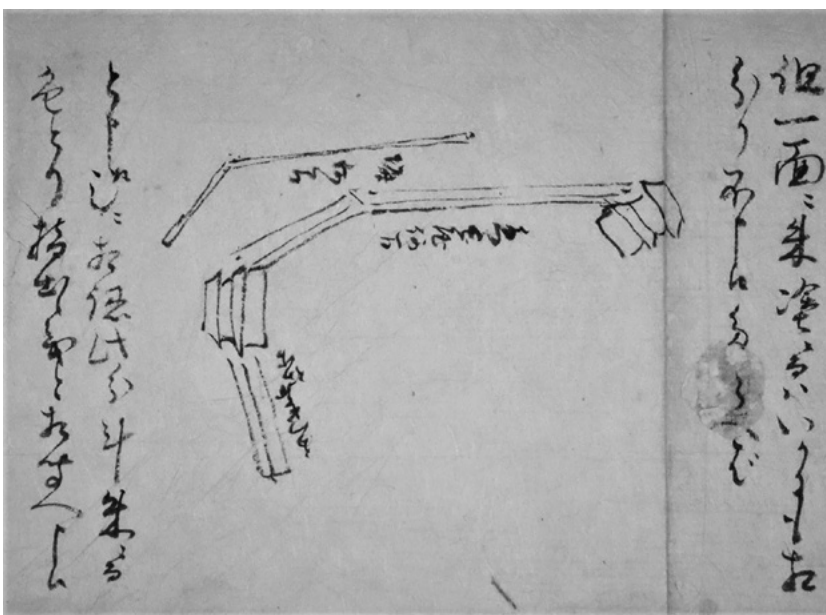


図4
寛政9年「出羽国秋田居城絵図」
(絵図E)裏面書付の部分写真
(焼失区域を示した略図)

記し、焼失之所斗を朱書ニいたし指出候様ニ
前田左兵衛様被仰聞候

但一面ニ朱塗ニ而ハいかにも相分り不申
候、たとへば

(略図あり：図4を参照)

と申趣ニ相認、此分斗朱ニ而色とり指出候
義と相聞へ申候

書付には日付や差出人・宛所等はなく、以上の文言と略図のみが記されている。確かに絵図Eでは焼失箇所全域が赤く塗られており、その中に二棟の櫓が描かれているが、この他に焼失した多間長屋と塀は明示されていない。この書付ではまさにその点が指摘されており、略図による記入例を提示することで、多間長屋と塀の位置や焼失規模（例えば「多間長屋何間」等）を明記することを指示している。

以上のような書付に記された指示内容が全く反映されていないことから、絵図Eが下絵図であると判断できる。一方で、先述の通り『御亀鑑』には焼失箇所と規模を個別に記した朱引が掲載されているわけだが、これこそが書付の指示内容を反映したものであり、下絵図を訂正して幕府へ提出された清絵図の内容を伝えるものであることが分かる。

なお、書付の中に見られる「前田左兵衛」とは、幕府の表右筆組頭を務めた人物に比定できる。『御亀鑑』によると、この再建作事を申請するにあたり、江戸留守居の平沢平角が事前に「表御右筆組頭前田左兵衛」のもとへ絵図・添書・連状の案文等を提出し、内々に指図を受けていたとされる²⁵⁾。従って、絵図E裏面に貼付された書付は、幕府右筆から指示された内容を国元へ伝達するために、江戸にいた留守居の平沢が記したものであったと考えられる。

以上の事例からも、先行研究で指摘されている通り、城郭の修補申請にあたっては事前に幕府右筆組頭による点検が行われていたことを改めて確認できる。それは修復普請であろうと再建作事であろうと、絵図を作成・提出する場合は同様であったわけである。

4 分析結果の整理

－修補願絵図の様式とその変遷－

どちらかと言えば資料紹介と呼んだ方がふさわしい内容となったが、ここまで、当館所蔵守屋家資料に見られる城郭修補願絵図のうち、『国典類抄』や『御亀鑑』に関連記事が掲載されているものを中心にして分析を行ってみた。分析の結果、下絵図やその下書である可能性が高いものが、多く含まれていることを確認することができた。従って、実際に幕府へ提出された絵図とは様式が異なるものがあることを十分に踏まえた上で、次の通り具体的な様式やその変遷等について整理してみたい。

- ①修補願絵図で描写される区域は、修復普請の場合は城郭全体、再建作事の場合は申請箇所を中心とした城郭の一部である。ただし、大館城の修復普請を申請した絵図ではいずれも三ノ丸が省かれている²⁶⁾。
- ②絵図上部の方位は、享保年間に入ると久保田城・大館城では北に統一されるが、城下町の一部も含めて描いた絵図Gはこの限りではない。また、横手城では絵図上部が西である²⁷⁾。
- ③彩色については、享保末期から土居が緑となり、堀（青）・道（黄）と合わせて藩内で統一されるようになる²⁸⁾。また土居の彩色が緑となるのと同時に、色分けの凡例も絵図に記される。
- ④久保田城の修補願絵図では、土居の損壊箇所について、崩れた高さや幅に加えて、深さまでも明記している例が享保年間まで確認される（絵図A・B）。ただし、享保13年の絵図Bの案件については、清絵図の段階で修正された可能性もある。
- ⑤申請願は遅くとも享保年間以降、絵図左下の記載で統一されるようになる。
- ⑥下絵図と推測される絵図A・Hには表題や一つ書がないが、同一案件の清絵図には表題と一つ書を伴っていたことが『国典類抄』から確認できた。従って元禄年間になると、修補願絵図の申請願が表題と一つ書を伴う様式に変化したことが分かる。
- ⑦表題中の城郭名の表記は、居城である久保田

城の場合は「出羽国+秋田居城（あるいは秋田城）」、支城（大館城・横手城）の場合は「出羽国+秋田領+城郭名」で統一されている²⁹⁾。下絵図と推測され表題のない絵図A・Hについても、『国典類抄』で確認できる清絵図の内容からは、上記の要領で表題に城郭名が記されていることが分かる。

- ⑧土居修補を申請する絵図では、享保末期を境に表題の文言にも変化が見られる。享保年間で頃までは、表題の中に「土居崩」が発生した理由（「〇月中甚雨ニ而」等）まで明記されていたが、それが省略され、「出羽国+（秋田領）+城郭名+土居崩之覚」と簡潔な記載に整理されるようになった。
- ⑨申請文言の末尾は、厚礼な「…奉願候」で統一されていたものと推測される。ただし、下絵図と推測される絵図Aでは「…奉存候」とあり、幕府への申請段階で「…奉願候」へ改められたことを先に指摘した。このことから、元禄年間を境に文言の切り替えが行われたことを読み取れる。

白峰氏は、居城修補の申請方式が元文年間（1736～41）～宝暦年間（1751～64）に整備されたことを明らかにしているが³⁰⁾、当館所蔵の修補願絵図においても、これにやや先立つ享保末期には絵図の様式が整備・統一されていることが分かり、全国的な動向に概ね対応しているものと言える。もっとも、居城と支城とを比較すると、①や②で指摘した通り、完全に統一されていたとは言えない点も若干見受けられる。秋田藩においては、修補願絵図の基本的な様式の統一を図りつつも、詳細に関してはそれぞれの城郭の実態に応じて柔軟に対応していたということであろう。

また、元禄年間の事例（絵図A・H）からは下絵図の様式が大幅に修正されて清絵図に仕上げられた可能性を読み取れるが、それに対して寛政年間の事例（絵図J）からは下絵図と清絵図との間に大きな違いが無かったと考えられることを先に指摘した。このことから、秋田藩において城郭修補に関する過去の申請案件が記録として蓄積され、18世紀後半になると新規の案件を効率的に処理することが可能になったことが窺える。

おわりに

以上の通り、守屋家資料に見られる城郭修補願絵図を分析した結果をまとめてみた。史料上の制約もあり、火災後の再建作事に関する事例については一件を紹介したのみで十分な検討には至らず、さらに「新橋」を架げるために城下の土居を切り抜くことを申請した絵図G³¹⁾に関しては、他の修補願絵図と同列に論じることが難しく、表1で基本的な情報を提示するのみにとどめることとなった。そのため、やや片寄った分析結果となってしまったことは否めない。さらに、今回は守屋家資料所収の修補願絵図に調査対象を限定したため、他の機関等が所蔵している修補願絵図は取り上げなかった。今後はその他の修補願絵図も詳細に調査していくことが、秋田藩による城郭修補申請の変遷を詳細に理解していく上で必要不可欠となってくる。

また改めて今回の絵図に着目すると、絵図Jには朱引とは別に、損壊した土居の高さや幅等が記された付札が貼られているが、明らかに当該案件とは異なる時期に発生した損壊に関する記録であると思われる。さらに絵図Cには、帯曲輪を挟んで本丸の北に位置する八幡山別郭に裏門が新設されたことが、後年になって他筆で朱書されている。これらの事実は、城郭修補を幕府へ申請する目的で作成された絵図が、申請終了後も異なる目的で引き続き活用されていたことを示唆するものである。この点については本稿で論じることができなかったので、別の機会に改めて考察してみたい。

最後に、新堀道生氏によると、秋田藩では藩境争論や藩境の管理などを担当した境目方が、城郭修築を申請する際の城絵図作成も担当していたとされる³²⁾。冒頭でも触れた通り守屋家資料には絵図だけでなく、「土居崩」に関する文書類も多数収められているが、これらの文書を作成したのが境目方に属していた役人であったと思われる。今後は、上記のような文書類の分析も進めることで、境目方が城郭修補願絵図の作成にどのように関わっていたのか、といった問題も具体的に解明していければと考えている。

注

- 1) 守屋家資料の一部については目録が完成しているが(秋田県立博物館『収蔵資料目録』歴史Ⅱ、1981年)、残りの大半の資料については現在も整理作業が続けられている。この点に関しては、畑中康博「守屋家資料の整理-秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティアの発足と共に-」(『秋田県立博物館研究報告』40号、2015年)を参照のこと。
- 2) 畑中氏前掲論文(注1)、98頁。
- 3) 『日本城郭大系』2巻、新人物往来社、1980年。久保田城の絵図は口絵56、大館城の絵図は378頁、横手城の絵図は口絵55に掲載されている。なお、表1の絵図A・H・Kにそれぞれ該当する。
- 4) 秋田県立図書館デジタルアーカイブのURLは、<https://da.apl.pref.akita.jp/lib/>。なお、表1の絵図D・Gを閲覧することができる。
- 5) 城戸久「元和一国一城令と武家法度の城郭禁令に就て-江戸幕府の諸侯城郭に対する政策に就ての一考察、其の1-」(『建築学会論文集』33号、1944年)、同「江戸時代に於ける諸侯城郭の新営と修築に就て-江戸幕府の諸侯城郭に対する政策に就ての一考察、其の2-」(『建築学会論文集』33号、1944年)など。
- 6) 藤井讓治「大名城郭普請許可制について」(京大大学人文科学研究所『人文学報』66号、1990年)。
- 7) 白峰旬『日本近世城郭史の研究』校倉書房、1998年(以下、著書1と略記)、同『豊臣の城・徳川の城-戦争・政治と城郭』校倉書房、2003年(以下、著書2と略記)、同『幕府権力と城郭統制-修築・監察の実態-』岩田書院、2006年(以下、著書3と略記)、同「城郭修補願絵図データベース」(別府大学史学研究会『史学論叢』35号、2005年)など。
- 8) 「梅津政景日記」9、元和6年3月17日条(『大日本古記録』梅津政景日記4、岩波書店、1957年、202頁)。
- 9) 守屋家資料の中には、文政4年(1821)に国目付への提出用に作成された「秋田郡大館御城絵図」(守屋家資料:357-6020号)と「出羽国秋田領横手城絵図」(守屋家資料:357-6022号)がある。これらの城郭絵図には、曲輪の規模や建造物の種類・数などが詳細に記録されているが、櫓に関する記述はない。
- 10) 白峰氏前掲著書1(注7)、第2編第3章。
- 11) 藤井氏前掲論文(注6)、82~83頁。白峰氏前掲著書1(注7)、第2編第1章、144頁。
- 12) 『国典類抄』10巻、軍部全、秋田県教育委員会、1980年(以下、『国典類抄』10と略記)、19頁。
- 13) 木越隆三「金沢城全域絵図の分類と編年-金沢城絵図調査報告I-」(石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室『研究紀要金沢城研究』2号、2004年)、35頁、(22)。
- 14) 『国典類抄』10、20~21頁。
- 15) 『国典類抄』10、28頁。
- 16) 享保13年6月7日に久保田城下で洪水が発生した記録が残されている(『秋田市史』3巻、近世通史編、秋田市、2003年、572頁)。従って6月上旬に大雨が降ったことが予想され、「土居崩」との関係も窺える。
- 17) 『国典類抄』10、28頁。
- 18) 『御亀鑑』1巻、江府(1)、秋田県教育委員会、1988年(以下、『御亀鑑』江1などと略記)、693~694頁。
- 19) 『御亀鑑』江2、73~74頁。
- 20) ただし、絵図Dでは二ノ丸南方の土居損壊箇所朱引に「幅三間」と記されているのに対し、『御亀鑑』では「幅五間」となっている。また絵図Dの末書(申請願)に「如元築直」と書かれている部分が、『御亀鑑』では「如元築立」となっており、文字の違いが合わせて2ヶ所確認できる。秋田県公文書館で閲覧可能な『御亀鑑』の写真帳で確認しても同様であったため、翻刻の誤りではなく、おそらく『御亀鑑』編纂時の誤写ではないかと推測される。
- 21) 神山仁「城郭修理願絵図について」(『名城絵図集成』東日本之巻、小学館、1986年)。
- 22) 『御亀鑑』江3、15頁。この他にも、「上肴町記録」6(『第二期新秋田叢書』3巻、歴史図書社、1973年、272頁)や、『佐竹家譜』下、東洋書院、1989年、968頁などに記事が見られる。
- 23) 白峰氏前掲著書3(注7)、第1部第2章、96頁、(71)。
- 24) 『御亀鑑』江3、41~43頁。
- 25) 『御亀鑑』江3、43頁。なお同史料51頁の記事によると、同年12月18日には、絵図の点検や指導・助言に対する謝礼として、前田左兵衛へ「鯛一折」

や「御樽代五百疋」を進上していたことが分かる。

- 26) 大館城の修補願絵図については、秋田県公文書館で所蔵している2点の「出羽国秋田領大館城絵図」(県C-167、県C-194)にも三ノ丸が描かれていないことが確認できる。なお、注9で紹介した「秋田郡大館御城絵図」には本丸の西側に三ノ丸が描かれている。
- 27) 横手城の修補願絵図については、秋田県公文書館で所蔵している2点の「出羽国秋田領横手城絵図」(県C-18、県C-22)も絵図上部の方位は西である。注9で紹介した「出羽国秋田領横手城絵図」も同様である。
- 28) 横手城の修補願絵図について、当館所蔵の絵図Kは享保17年(1732)のものであり、土居は黒く塗られているが、注27で紹介した秋田県公文書館所蔵の2点の絵図では、いずれも土居は緑で彩色されている。なお、2点の絵図の年代は元文元年(1736)と寛延3年(1750)である。
- 29) 老中奉書を題材とした城郭名表記に関する分析については、白峰氏前掲著書2(注7)、第3部第6章を参照のこと。
- 30) 白峰氏前掲著書3(注7)、第1部第2章、86頁。
- 31) 絵図Gでは、申請願表題の後半部分「新橋掛置候覚」が朱書で「土居切明新橋掛置候願覚」に訂正されている。このことから、絵図Gは下絵図である可能性が高い。
- 32) 新堀道生「国絵図と藩政－秋田藩を事例に－」(『秋田県立博物館研究報告』31号、2006年)、55頁。